

## 随意契約理由書

本事業は、国のひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱に基づき行うもので、実施主体は豊橋市であるが、事業委託できることとなっている。公益社団法人豊橋市シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターであり、豊橋市契約規則第52条の2により発注見通しを公表した結果、当該団体のみ申し込みがありましたので、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号により随意契約とする。